ない程であります。

特に私達沖縄は天皇制ファシズムの侵略戦争の終末の地として類例のないような犠牲を受けたばかりでなく、それが原因で未だにわれわれはアメリカ帝国主義の支配の下で苦しみ続けております。「天皇は神聖にして侵すべからず。」という帝国憲法の規定によって天皇が国民に押し付け軍閥は天皇制を巧みに利用して全国民を侵略戦争に巻き込んだという簡単な歴史的事実が示すように、日本ファシズムの侵略戦争は天皇制に深く根ざしているということがいえるんであります。戦後天皇は人間天皇という売り言葉で国民の前に現れて参りました。しかしその本質は何等変わるものではありません。戦前の悪夢のような日本の状態を忘れたかのごとく、再び天皇一家を中心とする日本の軍国主義の抬頭が感じられことは、われわれに取って最大な関心事でなければならないと思います。このような危険性をはらむ以外に百害あって一利もない封建的な天皇制は直ちに廃止されなければならないという立場から絶対に反対しなければならないと考えるのであります。次に五月一日をメーデーにし、十一月二十三日の勤労感謝の日を削るべきであるということについてでございます。十一月二十三日は戦前新嘗祭といいまして、天皇が新しい穀物を天地の神々にお供して感謝の祭りをせられ、又自分で新しい穀物を炊いて食べる儀式だというふうに辞典では説明されております。これが勤労感謝の日というアメリカの祝祭日を日本にもって参りまして、その日を十一月二十三日のいわゆる新嘗祭の日においたものでございます。この規定におきます説明からいたしますと、なるほど説明は立派でございますけれども、これが五月一日のメーデーとやや対峙しておかれているというところから、私はこの十一月二十三日の勤労感謝の日を削りまして五月一日のメーデーを労働者の団結と連帯を示す日としておくべきであるということから十一月二十三日には反対し、新たに五月一日を加えるべきであるということを主張して参ったのであります。それからこの度の案には出ておりませんけれども、私がこれまで主張して来た二、三の点について簡単に申し述べておきたいと思います。四月二十八日祖国復帰を願う日としてその祝祭日に加えるべきであるという主張でございます。

御承知のように一九五二年（昭和二七年）四月二十八日対日平和条約の効力が発生し沖縄は名実共にアメリカの行政下に止められました。その四月二十八日に私たち沖縄全県民が祖国復帰を願う日として何らかの形で祖国復帰のためにその日を設けるというのが私の主張でございます。それから５月３日の憲法記念日でございます。これは昭和二十一年十一月三日に公布されました日本国憲法が昭和二十二年五月三日施行された日でご

ざいます。これは現在の日本国における祝祭日の一日にともなっております。天皇誕生日が日本国でも祝祭日になっているという理由で、殆ど論議も尽くされないままにこの祝祭日の暗に入れられたにも拘わらず、日本国憲法の記念日である５月３日を祝祭日に加えるということに対しては、殆ど反対の意見を述べることなくして、みな反対してしまったというふうにこの度の案に出て参りました。私たちは日本国に一日も早く帰らなければならないと考えております。この日本国の最も基本的な法律であるところのその憲法記念日を祝うということは、私たちが日本国の行政権下に帰らなければならないという気持ちと全く相一致するものであり、而もこの憲法は平和憲法としてわれわれが守らなければならない多くの民主的な規定を含んでいるものでありまして、そういう意味からもこの憲法の日を祝祭日に加えまして祝うということは大きな意義があると思います。然るにこのような主張は入れられずに、この案にもでて参っておりません。以上反対すべき理由といれられなかた理由について簡単に述べましたけれども、この祝祭日を定めるということそのもについての反対ではなしに、内容に賛成できないという点で私はこの法案に反対の意を表明するものであります。

以上で反対の陳述を終わります。

○議長（長嶺秋夫君）　討論は終わりました。採決いたします。日程第十三住民の祝祭日に関する立法案につきましては、委員長報告の修正案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

多数でございます。よって修正案通り可決いたします。

○議長（長嶺秋夫君）　日程全部終了いたしました。散会いたします。

（午後三時四十九分散会）

本日の出席者左のとおり

議　長	二十二番　長嶺　秋夫		
副議長	十番　山川　泰邦	九番　大浜　国浩	十九番　伊芸　徳一
	一番　宇久　真成	十一番　嘉陽　宗一	二十番　大城　健一
	二番　桑江　朝幸	十二番　翁長　助静	二十一番　田原　秀忠
	三番　瑞慶覧長仁	十三番　真栄城徳松	二十三番　森田　次郎
	四番　岸本　永幸	十四番　当銘　由憲	二十四番　桃原　正賢

五番　阿波根直英	十五番　新里　清篤	二十五番　平良　幸市
六番　外間　長賢	十六番　新垣　安助	二十六番　長浜　清栄
七番　上原　重蔵	十七番　下里　恵良	二十七番　知花　英夫
八番　伊良波長幸	十八番　中村　栄春	二十八番　古堅　実吉

――――― ◇ ――――― ◇ ―――――

《広報号外第三十二号　一九六一年　七月　二十四日》

立法院の議決した住民の祝祭日に関する立法に署名し、ここに公布する。

一九六一年七月二十四日

行政主席　太田　政作

立法第八十五号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

住民の祝祭日に関する立法

第一条　自由と平和を求めてやまない琉球住民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築きあげるために、ここに住民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「住民の祝祭日」と名づける。

第二条　「住民の祝祭日」を次のように定める。

元　　旦	一月一日	年のはじめを祝う。
成人の日	一月十五日	おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ。
琉球政府創立記念日	四月一日	琉球政府の創立を記念し、琉球の発展を期する。
天皇誕生日	四月二十九日	天皇の誕生日を祝う。
こどもの日	五月五日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。
母の日	五月第二日曜日	母の労苦を慰め、その恩に感謝する。
慰霊の日	六月二十二日	沖縄戦の戦没者の霊を慰め、平和を祈る。
お盆の日	旧暦七月十五日	祖先の霊に供養を行い、冥福を祈る。
としよりの日	九月十五日	老人の福祉について関心を高め、明るく豊かな生活が出来るよう推進する。
秋分の日	秋分日	祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。

体育の日	十月第二土曜日	スポーツを盛んにし、健康を祝う。
文化の日	十一月三日	自由と平和を愛し、文化をすすめる。
勤労感謝の日	十一月二十三日	勤労をたつとび、生産を祝い、住民たがいに感謝しあう。

第三条　「住民の祝祭日」は、休日とする。

附　　則

この立法は、公布の日から施行する。

陳　情　文　書　表

受理番号	第　三　三　二　号	付託委員会	行政法務委員会
受理年月日	一九六一年五月二五日	付託月日	五月三〇日
件名	法定休日「戦没者慰霊の日」の制定に関する陳情	陳情者	財団法人沖縄戦没者慰霊奉賛会会長 大田政作

陳　情　の　要　旨

戦後十六年を経て戦没者慰霊の行事も十三忌を終了して、なお断続不定期ながら継続されている。戦没者慰霊奉安は永続されるべきで、その実施方法を改め、即ち全琉住民が慰霊の日として最も意義深く永久に継続できるよう期日を定め黙祷を献げるだけでもよいと思考される。

今回新たに法定休日を制定する機会に是非実現し、その期日を六月二十三日とすることは、沖縄防衛第三十二軍首脳の自決即ち軍司令部の機能が崩壊及び全軍の組織ある防衛戦斗終止で玉砕の日に相当するからである。

なお法定休日を制定するに当たり「沖縄戦没者慰霊の日」を定めてもらいたい。

――― ◇ ――― ◇ ――― ◇ ――― ◇ ――― ◇ ―――

【第二八回議会（第一読会）】

○議長（長嶺秋夫君）　日程第二住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案を議

題といたします。第一読会であります。発議者の趣旨説明を求めます。

立法案第九号

住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案

右の議案を発議する。

一九六五年三月十二日

発議者　平良　良松　　知花　英夫　　安里積千代　　島　堅栄

宮良　長義　　前川　守仁　　平良　幸市　　古堅　実吉

岸本　利実　　久高　将憲　　知念　朝功

立法院議長　　長嶺秋夫殿

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法

住民の祝祭日に関する立法（一九六一年立法第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「こどもの日　五月五日　こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。」のまえに、「憲法記念日　五月三日　日本国憲法の施行を記念し、沖縄への適用を期する。」を加える。

附　則

この立法は公布の日から施行する。

（古堅実吉君登壇）

○古堅実吉君　ただいま議題となっております住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案について、その骨子と提案の理由について申し述べたいと思います。住民の祝祭日に関する立法は、一九六一年に公布されまして、施行されてまいりました。この立法に当初から当然入れられるべくして入れられてこなかった憲法記念日を祝日として新しく加えようというのが、この一部改正案の骨子であります。これから提案の理由について簡単に説明申し上げます。日本国憲法は、日本が第二次世界大戦で連合国に対して無条件降伏をなした翌年、すなわち一九四六年（昭和二十一年の十一月三日）に公布され、その六カ月あとの一九四七年（昭和二十二年五月三日）から施行されてまいりました。その憲法の前文は次のように述べております。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われわれとわれわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」憲法前文の冒頭のこの書き出しの一文は、一八八九年（明治二十二年）以来の大日本帝国憲法を実質的に全面的に廃止してつくりあげた、この新憲法制定のいきさつと精神を簡潔に、しかも意味深長にあらわしています。すなわちこの新憲法は第二次世界大戦のもたらした筆舌にしがたい、おそるべき結果の中から、再びそのような戦争を引き起こすがごときことのないようにという重大な決意に基づいて制定された平和憲法であり、また帝国憲法の第一条が「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と定め、第三条では「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と定めてあったことなどで明らかなように、天皇の地位と権限を絶対的なものとしていたことに対して、新憲法は、はっきりと「ここに主権が国民に存することを宣言し」と述べ主権在民の大原則を明らかにした民主的憲法でもあります。

日本国民は、このような平和的、民主的憲法の施行を記念するため、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年七月二十日）によって毎年五月三日を国民の祝日に定め、祝ってまいりました。国の最高法規であり、基本法である憲法に対する態度として当然なことであります。ところが、わが沖縄においては、その祝祭日は今日までもたれてきませんでした。それは、県民が憲法の施行に反対し、その祝日の定めに反対したとかの理由によるものではなく、戦後二十年にもわたってアメリカ合衆国の直接支配下におかれ、日本国の主権が及ばず、したがって憲法とそれに基づく諸法令が沖縄には適用されていないというところに基本的な原因があるのだと考えるものであります。そのような基本的理由及びその他の理由によって憲法記念日の祝日がもたれてこなかったとはいえ、日本国憲法がわれわれ県民の憲法ではないと考えている県民はいないだけでなく、全県民は憲法がわが沖縄にも適用される日の一日も早からんことを心から願い続けているというのが実際であります。全県民のその願いの実現の暁は、沖縄に対する日本国の主権の回復を意味し沖縄の祖国復帰を意味します。

これは、また、沖縄県民が日本国民としての正当な権利行使の全面的に認められるときでもあります。したがって憲法記念日を設け、憲法のわが沖縄への適用を期して戦うことは、二十年にわたるアメリカの支配を打ち破り、祖国復帰をかちとる道に通ずるもの

であります。われわれは、積極的にその実現の為に取り組まなければなりません。そういう意味において、祝祭日に憲法記念日を新たに加え、それによって新憲法についての正しい理解を深め、かつ、新憲法が施行されて以来二十年近くにもなる今日まで、なお沖縄には適用されていないという現実の意味するものを深く認識せしめ、さらに、その沖縄への適用を期して全県民が奮闘することは極めて大事な現実的課題であると信じます。このような観点に立ってこの一部改正案を発議いたしました。次に一部改正案を朗読いたします。

（改正案朗読）

以上発議者を代表いたしまして簡単にその骨子と提案理由の説明を終わります。

○議長（長嶺秋夫君）　質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長嶺秋夫君）　それでは一読会を終わりまして、その審査を行政法務委員会に付託いたします。

――――◇――――◇――――

第二十八回議会（定　例）

立法院行政法務委員会議録　第二十一号

一九六五年四月七日（水曜日）

午前一〇時十五分開会

出席者

委員長　星　克　副委員長　金城　信範

委　員　中村　晄兆　吉元　栄真　新里　清篤　古堅　実吉

参考人　沖縄観光協会事務局長　山城　善三

本日の会議に付した案件

一、住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案

○委員長（星克君）　これから委員会の会議を開きます。

きょうは、住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案について御審議を願いま

す。

立法案九号

住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案

右の議案を発議する。

一九六五年三月十二日

発議者　平良　良松　　知花　英夫　　安里積千代　　島　　堅栄

宮良　長義　　前川　守仁　　平良　幸市　　古堅　実吉

岸本　利実　　久高　将憲　　知念　朝功

立法院議長　長嶺秋夫殿

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法

住民の祝祭日に関する立法（一九六一年立法案第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「こどもの日　五月五日　こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。」のまえに、「憲法記念日　五月三日　日本国憲法の施行を記念し、沖縄への適用を期する。」を加える。

附　則

この立法は公布の日から施行する。

○委員長（星克君）　休憩いたします。

（午前十時十六分休憩）

（午前十時二十分再開）

○委員長（星　克君）　再開いたします。

山城観光協会事務局長がおみえになりましたので、慰霊の日の月日について意見をお聞きすることにいたします。どうぞ一つお願いいたします。

○参考人（山城善三君）　慰霊の日がちょうど六月二十二日とこういうふうになっておりますが、それに対して本立法院できめられたことに対して非常に感謝を申し上げる次第でございます。

ところが、私戦争史を研究しておりますが、それによるとちょっと一日のずれがある

のではないかというふうな感じをいたすのであります。その一日のずれというのは、沖縄で編集されたところの本はほとんど二十二日の午前四時半と、こうでております。ところが、大本営だとか、あるいは東京方面において出版された本は、二十三日の午前四時三十分と、こういうふうに出ておるわけであります。どっちが本当かというようなことで、私あらゆる戦争に関する本を調べてみたわけでありますが、ここに持ってきてあるのは、これは日本で出版された本であります。これは、沖縄で出版された本であります。それでまだ十分にふに落ちなかったものですから、私当時の高級参謀であった八原さんを鳥取のほうに行きましてお伺いして、これはあなたが実戦参謀ですからわかっておられるはずだから何日が正しいかしっかり教えて下さいと、これは一日の差でずいぶんの何がありますからということを申し上げましたら、八原さんは二十三日の午前四時半が正しいということをはっきりいわれたのであります。そこで私も自信をもって、それでは沖縄県史に戦争史を書くわけでありますが、二十三日にしようというので、いま研究を進めておるわけでございますので、これは沖縄戦記といって、この沖縄戦に参加された人々が復員されまして、復員局で沖縄戦のいろいろの各部隊の隊長だとか、あるいは、関係の士官のほうで報告したものを資料にしまして、いま防衛庁で沖縄戦の研究をしている資料であります。どういうわけであるのか、これが古本屋に出たというので、これは私のものではありませんが、古本屋に出たといってこれは買ってきてありますが、これを見てもやっぱり二十三日の午前四時と、こうはっきりこれにはうたっております。そうするというと、たいてい二十三日が正しいのではないかというような気がするので、この際慰霊の日を二十三日に御訂正なされたらどうかというようなことで、せんだって新里議員にお会いしたときに意見を申し上げた次第でありあます。

その点はみなさまのほうでもまた十分御検討になって決定していただきたいと、こう思っております。それでちょっと申し上げますが、いま私が調べているものは、もっとうちにもありますけれども、書かれていないものもあります。何日に自殺されたかということを書かれたものがないのがありあますけれども、大体こっちにあげてある、これはやっぱり八原さんの手紙を土台にして書かれた本であります。古川といって広島高師を出られた先生が沖縄戦に参加されて書かれたものでありますが、この人も沖縄に終戦後来ておられましてお会いしましたし、また八原さんにお会いしてて聞いたら、古川君の書いたもののほうが、自分の手帳から写して書いてあるから、これが正しいということを言っておられた。それから八原さんにお会いしたときに一番しっかりしたところの

戦争資料を書いているのはどれかといったら、いま防衛庁の沖縄戦史を研究しているところの伊藤常男という人がおりますが、その人にも二回ほどお会いしましたが、あの人が沖縄戦のものを編集してあるようですが、いま東京のほうで防衛庁の教官で教えておられます。沖縄戦の作戦について教えておられます。これを根本にして作戦の何を教えているようであります。ほとんどこれを調べてみるというと、これは二十三日とあります。これが伊藤正徳というこの人の書いた有名な本であります。それから大東亜戦争史の四巻でありますが、これにもやっぱり二十三日とあります。それから秘録太平洋戦争史の四巻でありますが、これにもやっぱり二十三日とあります。それから実録太平洋戦争、これにもやっぱり二十三日とあります。それから、太平洋戦史、これにもやっぱり二十三日とあるようで、沖縄のほうが、大体私の見たものは、これは沖縄戦史、上地一史さんたちが書いておられますが、これにはちょっと日をあいまいにしてあります。何日ということは書いてないようであります。それから山川さんが書いてあられるものはやっぱり二十二日とはっきりしております。

「二十二日の午前四時、牛島司令官と長参謀は奥の壕で、従容として割腹され、すべてが終わった。」と山川さんのものには二十二日とあります。これが沖縄健児隊です。これは師範学校の健児隊のものですが、これにははっきり何日ということは、日に入っておりません。これは、学生のほうの書簡をずっと載せたものですから、はっきり出ておりません。それから、これはひめゆり部隊のものですが、これにも学生の手記を載せてあるから、日は何日と入っておりません。

鉄の暴風ですが、大体沖縄戦のものは、これからタイムスが編集したこれからとっているのではないかと思います。これが大体二十二日だというふうに書いておったから、これから・・・

○中村てる兆君　途中ですが、これと山川さんの書いたものとでは出版はどちらが早いですか。

○参考人（山城善三君）これが早いですね。これは終戦後すぐ何しております。

以上、私の調べた範囲において二十三日が私は正しくないか、それから八原さんにもお会いして聞いたら、八原さんも二十三日であるとはっきり言っておられるので、そうでないかというような自信をもっておられる次第でございます。

○委員長（星　克君）ちょっとお聞きしますが、これは伝え聞いた人の話しと、直接牛島中将側近などの人の話と、これは数がどんなに違おうとも、信頼度において大きな差が

あると思いますが、じきじき目撃した人の記録なんかありますか。

○参考人（山城善三君）経済局の仲本次長さんですね。あの人もそこにおられたような話しですが、一番詳しいのは牧志の市外線の停留所、そこの前の方に比嘉という人が理髪屋をやっております。泊という理髪屋ですが、あの人からも私は聞きましたが、あの人は召集されまして牛島さんや長さんの理髪をやったそうです。ずっとなくなる二十二日の日まで理髪をして、そしてひげを剃ったりしてやったらしいが、それで君は御苦労さんでしたと、きょうで君の仕事は終わりだから君も退去しなさいといわれて、あの人は退去したそうですが、それで私が疑問に思ったのは、どうして八原さんが高級参謀でありながら、外の人がみな自殺しているのに、八原さんだけは生き残っているのはどうもおかしいと思って、私はそこに疑問をもって比嘉さんに聞いたのです。そしたら、やっぱり司令官が君は生き残って、そして日本に帰って沖縄の作戦は君でなければわからんから、そして大本営に報告せよといわれたというのです。それで八原さんは自殺しないで司令官のいわれたとおりにやったということを比嘉さんはいっておられました。それで比嘉さんから聞いたのです。それからもう一つは、いま琉煙におります島田、いまは赤司と名前を変えておりますが、赤司氏がまたその壕におったというのです。それで赤司さんからもいろいろ聞いたのですが、赤司さんの話しも大体二十三日であったということをはっきり言っております。そうですからやっぱりそれが正しいのではないかというような感じをしておりますが。

○吉元栄真君　身なりをただすという意味で、まず、散髪をやられるのですね。それが二十二日としたら、翌日の午前四時何分はみんな同じだと、二十二日までは生きておられたということがわかるわけですね。

○参考人（山城善三君）はい。

○吉元栄真君　だから結局二十三日説が推理的にも的確だというような感じはもてますね。

○中村てる兆君　八原さんというのはずっとついておられたわけでしょう。

○参考人（山城善三君）　あの方は高級参謀ですから。

○中村てる兆君　ですから、その自殺なされたことまで見られたわけでしょう。

○参考人（山城善三君）　はい。

○中村てる兆君　そんならそれが一番正しいのではないですか。

○新里清篤君　それに先刻大本営の記録にも、とおっしゃいましたがね。

○参考人（山城善三君）　はい。

○新里清篤君　それはどういう方面ですか。

○参考人（山城善三君）　服部卓四郎という人は大本営におられまして、こういうふうに書いておられます。その人は作戦本部におられまして、牛島司令官と参謀長の切腹と書かれて、「軍司令官牛島満中将は、参謀長長勇中将とともに六月二十三日午前四時三十分海岸に面する坑道陣地の入り口において、次の辞世の歌を詠じつつ日本古武士の礼式にのっとって切腹して果てた。」そして歌を書いてあるのです。これは大本営の参謀であった服部卓四郎という人・・。

○中村てる兆君　どのようにしてこれを受けたかということは聞いておりませんか報告は。

○参考人（山城善三君）　報告は聞いておりません。

○新里清篤君　いままで牛島司令官、長参謀長の割腹の日二十三日を沖縄戦終結の日とするということにしたという話しを聞いたたことがあるのですが、何かそんなことがありますか、大本営か何かで、その日の戦争終結の日とすると。

○委員長（星　克君）　休憩いたします。

（午前十時四十分休憩）

（午前十一時七分再開）

○委員長（星　克君）　再開いたします。

休憩中で御審議の結果、原案どおり発議するべきもの、さらに現行法における慰霊の日六月二十二日とあるのを二十三日に改めるようにすること、条文の整理は調査室にまかせるということに決定したいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と叫ぶ者あり）

○委員長（星　克君）　さよう決定いたします。

本日の委員会はこれで閉じます。

（午前十一時八分散会）

――――◇――――◇――――

【第二八回議会（第二読会）】

○議長（長嶺秋夫君）次、日程三、住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案を議題といたします。第二読会であります。行政法務委員長の報告を求めます。

住民の祝祭日に関する立法の　一部を改正する立法案に関する審査報告書

一九六五年三月十五日の本会議において当委員会に付託された住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する（立法案第九号）については、慎重に審査した結果、全会一致をもって別紙修正案のとおり修正して可決すべきものと決定した。

右報告する。

一九六五年四月八日

行政法務委員会　　委員長　星 克

立法院議長　長嶺 秋夫殿

住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案に対する委員会修正案

住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案（立法案第九号）の全部を次のように修正する。

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法

住民の祝祭日に関する立法（一九六一年立法第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「こどもの日　五月五日　こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。」を「憲法記念日　五月三日　日本国憲法の施行を記念し沖縄への適用を期する。こどもの日　五月五日　こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる」に「慰霊の日六月二十二日」を「慰霊の日六月二十三日」に改める。

附　　側

この立法は公布の日から施行する。

（星　克君登壇）

○星　克君　ただいま議題となりました住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案につきまして、委員会における審査の結果を御報告申し上げます。三月十六日の本会議において、当委員会に付託されました本案につきましては、慎重に審査した結果、全会一致をもってお手元に配りました修正案のとおり修正して可決すべきものと決定をいたしました。修正案の内容について御説明申し上げます。まず本修正案が発議案の全部修正の形をとりましたのは、法制技術上そのようにしたものでございまして、その内容は第一点として発議案の趣旨を全部そのまま取り入れたのでございます。第二点は、発議案にはありませんでしたが、慰霊の日が六月二十二日と従来なっておったのを、六月二十三日に改めた点でございます。第二点につきまして説明を申し上げますと、沖縄観

光協会事務局長山城善三氏の参考意見をもとに、さらに大蔵省官房調査課発行の覚書終戦財政始末第七巻による資料から当時の第三十二軍司令官牛島満中将が自決した日、これは昭和二十年の六月二十三日午前四時半頃ということがもっとも信頼できる事実であることを認めまして、このように改めた次第であります。ちなみに御説明申し上げますと、現行法の慰霊の日、六月二十二日と定めた当時の立法趣旨として慰霊の日を採用したのは、牛島中将がなくなった日をとったということになっております。その後観光協会などから、あるいは関係者から意見がでまして、事実は六月の二十三日が正しいと、こういう意見もございましたが、今回の改正の機会に調査いたしてみましたところ、二十二日ということもあながち間違いではなかった。なぜかならば、予定つまり二十二日に自害する。そういう決意で墓標などにも書き入れたのが、当時の敵軍の状況から二十二日に果たす事ができず、二十三日の午前四時半に決行したという事実を物語る記録が沢山あるのであります。例をあげますと実録太平洋戦争、ジュニア版太平洋戦史、沖縄戦史、村上大尉陣中日誌－これは新聞記事の様であります。－沖縄戦秘録死生の門、大東亜戦争全史、帝国陸軍の最後、秘録大東亜戦史、沖縄の最後、沖縄の戦跡、沖縄戦闘状況などの文献によりまして、山城善三氏が意見を述べたのを聴収いたしました。さらに同氏は、沖縄戦における高級参謀八原博通大佐の直接の口述も聞いた旨証言をいたしております。参考意見を述べております。博通大佐は現在鳥取県米子市に健在のようでございます。以上のようなわけで二十三日に変更することが妥当であると考えたのでございます。以上、御説明申し上げまして、皆さんの慎重御審議をお願いいたします。

○議長（長嶺秋夫君）　質疑を願います。 ―― 質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長嶺秋夫君）　質疑ないと認めます。

おはかりいたします。本案につきましては読会を省略して表決に付すことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長嶺秋夫君）　御異議がないと認めます。

おはかりいたします。日程第三、住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案を修正案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長嶺秋夫君）　御異議がないと認めます。よって修正案のとおり可決いたします。

――――― ◇ ――――― ◇ ―――――

〔　公報号外第十三号　一九六五年　四月　二十一日　〕

立　　法

立法院の議決した住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法に署名し、ここに公布する。

一九六五年 四月 二十一日

行政主席　　松　岡　政　保

立法第六号

琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法

住民の祝祭日に関する立法（一九六　一年立法第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中　「こどもの日　五月五日　こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。」を「憲法記念日　五月三日　日本国憲法の施行を記念し、沖縄への適用を期する。

こどもの日　五月五日　こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる。」に、「慰霊の日　六月二十二日」を「慰霊の日　六月二十三日」に改める。

附　　則

この立法は、公布の日から施行する。

――――― ◇ ――――― ◇ ―――――

沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和四十九年十月二十一日沖縄県条例第四十二号）

沖縄県慰霊の日を定める条例をここに公布する。

沖縄県慰霊の日を定める条例

第一条　我が県が、第二次大戦において多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失った冷厳な歴史的事実にかんがみ、これを厳粛に受けとめ、戦争による惨禍が再び起こることのないよう、人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の霊を慰めるため慰霊の日を定める。

第二条　慰霊の日は、六月二十三日とする。

附　　則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 沖縄全戦没者追悼式

今次大戦において海外で戦没した琉球出身者を含め、沖縄戦において戦没した戦没者の霊を慰める「全琉戦没者追悼式」が昭和２７年８月１５日の終戦記念日に琉球政府主催で執り行うことが計画されたが、台風のため延期となり、８月１９日に首里古城の琉球大学広場に於いて挙行された。この追悼式には全琉各市町村遺族代表、日本遺族代表はじめ、日本政府代表として厚生省引揚援護庁木村長官、故牛島大将夫人、故大田中将夫人、故荒井警察部長令息が来県し参列された。約２千人の参列者は式壇中央に設けられた戦没者の標柱の前に静かに黙祷を捧げ、同時刻全琉各地でも一斉に黙祷を捧げ平和への強い祈りを捧げた。比嘉主席は式辞の中で、「今次大戦で琉球は前古未曽有の激戦地となり多数の尊い生命を失った。星移り年はかわり満７年を迎えた本日、戦没者の冥福を祈り、遺家族に思いをいたし再び地上に於いてかかる人類相互の斗争が繰り返されぬよう祈念し、この地をして平和発祥の地たらしめたい」と挨拶された。

昭和２８年９月２日に那覇高校校庭で執行された第２回目の戦没者追悼式には、日本政府代表として厚生省引揚援護庁田辺次長と全国遺族代表として日本遺族連盟佐藤理事が参列された。

第３回目の全琉戦没者追悼式は、昭和２９年１１月７日に那覇高校校庭で執り行われ、第４回目は終戦１０周年目を迎え、昭和３０年１１月１７日琉球大学本館前広場で挙行された。

昭和３３年は戦没者１３年忌にあたり、日琉共催で戦没者の遺骨を祀るため、那覇市識名霊園内に建立された戦没者中央納骨所前広場において、１月２５日に全琉戦没者追悼式を挙行した。

昭和３６年に琉球政府立法院において「全住民が亡き人々の尊い犠牲を無駄にせず、二度と残酷な戦争が発生しないよう祈念しつつ戦没者の霊を慰める日とする」という趣旨で「慰霊の日」を住民の休日とする「住民の祝祭日」に関する立法案が、可決、制定された。これに伴い「琉球政府職員の休日」に関する立法が制定され「慰霊の日」についても職員の休日となった。翌年昭和３７年６月２２日「慰霊の日」に遺族連合会青年部は、沖縄戦終戦記念日の事業として、那覇から摩文仁まで平和慰霊行進を行い以後毎年実施されている。昭和３７年は１７回忌にあたり「沖縄戦終結１７周年戦

没者慰霊祭」を琉大記念体育館において、１１月２５日南方同胞援護会と日本遺族会、沖縄遺族連合会の共催により日本政府・琉球政府協賛で執り行われた。昭和３９年６月２２日の「慰霊の日」には琉球政府主催で「全琉戦没者追悼式」が摩文仁ヶ丘広場において執り行われた。

「慰霊の日」は昭和４０年の「住民の祝祭日に関する立法」の一部改正により６月２２日から６月２３日に改定され、昭和４０年から「沖縄全戦没者追悼式」は沖縄戦の組織的戦闘の終焉の日の６月２３日「慰霊の日」に摩文仁ヶ丘広場で執行されている。

昭和５２年は３３回忌にあたり、しめくくり的な慰霊行事という考えから、真に慰霊の日にふさわしい各種行事を行う方向で６月２３日の「沖縄全戦没者追悼式」の存続、あり方をめぐり論議が行われた。

３３回忌の「沖縄全戦没者追悼式」は県内外の遺族はじめ、開発庁長官、政府関係者、２２都道府県知事、議会議長、一般参列者５千人が出席して執り行われ、平良知事が沖縄から全世界に向けて「人類最大の敵である一切の戦争を否定し、世界の恒久平和を訴える」平和宣言が行われ、３３回忌以後の追悼式において「平和宣言」が行われるようになった。昭和５８年６月２３日「慰霊の日」の「沖縄全戦没者追悼式」にあたり、昭和５８年からは関連行事として、戦争資料の観覧を通して恒久平和を希求するため、６月２３日は、沖縄県立平和祈念資料館の無料公開を実施している。

昭和６３年に自治法の改正により県の休日である「慰霊の日」の存続が問題となっていたが、平成３年の自治法改正に伴い「慰霊の日」の休日存続が国において認められた。この慰霊の日には、摩文仁の平和祈念公園で「沖縄全戦没者追悼式」を催し、その前日、後日を含めた３日間を「６．２３沖縄平和祭ＰＡＬ　ｉｎ　Ｏｋｉｎａｗａ（平和、友好、愛）」として開催することとなった。平成３年度からは「沖縄平和祭」の一環として「沖縄全戦没者追悼式」は実施され、その関連行事として６月２２日に平和祈念堂で実施する「沖縄全戦没者追悼式前夜祭」及び６月２３日平和の尊さを語り継いでいくため、南部の激戦地を慰霊と平和行進を行う「平和祈念慰霊大行進」並びに６月２３日当日における「沖縄県立平和祈念資料館の無料公開」が実施されている。

平成７年度は沖縄戦終結５０周年記念の節目の年にあたり、先の大戦において戦没された全戦没者の氏名を刻銘した「平和の礎」が平和祈念公園の一角に建立され、６月２３日「慰霊の日」に「沖縄戦終結５０周年記念・平和の礎除幕式典」が執り行わ